

令和5年度第3回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会 会議録

- 1 日 時：令和6年1月31日（水）10時00分～11時00分
- 2 場 所：鎌ケ谷市役所本庁舎6階 第1委員会室
- 3 出席者：徳田訓康会長、尾辻亨副会長、奥山浩一委員、杉山宏之委員、加藤俊和委員、田中由佳委員、眞田学委員、矢崎博一委員
- 4 欠席者：赤畑徹委員、高橋成秀委員
- 5 事務局：根岸高齢者支援課長、谷口課長補佐(事)地域包括支援係長、栗田介護保険係長、竹山主査補
- 6 関係者：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 富山研究員
- 7 公開・非公開の区分：公開
- 8 傍聴者：0名
- 9 議 題：（1）第9期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメント実施結果について
（2）介護保険料の改定について

（事務局） 定刻になりましたので、ただいまから鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会令和5年度第3回会議を開催いたします。
本日はお忙しい中、会議にご出席いただきましてありがとうございます。
それではまず、会議に先立ちまして、この度委員の変更がございましたのでご報告いたします。
鎌ケ谷市人権擁護委員の田中誠次委員から、眞田学委員に変更となりました。委嘱状を交付いたします。

－委嘱状交付－

なお、鎌ケ谷市医師会赤畑徹委員、船橋歯科医師会高橋成秀委員におかれましては、本日欠席となっております。
続きまして、徳田訓康会長より一言ご挨拶いただきます。

（会長） 皆さんおはようございます。お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。
今年の元旦に、能登半島地方で大きな地震がありまして、多く

の方がお亡くなりになっております。

心からご冥福をお祈りいたしますとともに、今朝テレビを見ておりましたら、まだ約8,700人が避難をしているということでございます。1日も早い復興を願っているところでございます。

本日の会議の進行にご協力をよろしくお願い申し上げます。

(事務局) それでは、これからの議事進行は徳田会長にお願いいたします。

(会長) それでは、本日の議題に沿って議事を進めます。

この会議は鎌ケ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定により、過半数の委員の出席が必要ですが、ただいまの出席委員は8人です。定足数に達していますので、会議を進めさせていただきます。

本日の傍聴者はおりますでしょうか。

(事務局) 本日の傍聴希望者はおりません。

(会長) 次に、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局) 事前にお送りいたしました資料のほかに、席次表を配付しております。

(会長) 次に、本会議の議事録署名人の選出を行います。事務局の案はございますでしょうか。

(事務局) 今回の署名人は、矢崎博一委員と尾辻亨委員にお願いしたいと思っております。

(会長) 矢崎博一委員と尾辻亨委員よろしく申し上げます。

では、議題1第9期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメント実施結果について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議題1第9期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のパブリックコメント実施結果について事務局から説明します。資料1をご覧ください。

前回協議会で審議いただきました素案の内容をもとに、令和5年12月1日(金)から令和6年1月9日(火)までの間、市ホームページの掲載や、市内公共施設への配架等でパブリックコメントを実施いたしました。

意見の募集を行いましたところ、意見の提出者は1名、意見は10件ございました。意見の概要及び意見に対する市の考え方

は、次のページからとなっております。この中のうち、ご意見に基づき計画を修正する箇所を報告させていただきます。全部で2箇所です。

まずは7番、計画の98ページ、第5章第2節の2のウの②の介護相談員派遣事業において、令和3年、4年が目標324、384に対して実績がゼロであること理由を明確に記載すべきではないでしょうかというご意見でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度及び4年度は介護相談員の派遣を中止しておりましたが、令和5年度から順次再開しておりますと追記させていただきたいと思っております。

次に10番、54ページの第4章基本目標2のところ、文法の接続詞に係る指摘がございましたので、修正を行います。

以上、パブリックコメントの実施結果に対する市の考え方となります。

(会長) ただいまの説明についてご意見ご質問等がございましたらご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、議題2介護保険料の改定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 介護保険料の改定について説明をします。

資料2をご覧ください。まず、改定の主旨といたしましては、介護保険法第129条の規定により、市町村は、介護保険財政の均衡を保つことを目的として、介護保険事業計画に定める介護給付等サービスの見込量等に基づき、3年毎に介護保険料の額を定めることとされております。これに従い本市におきましても、令和6年度から令和8年度までの保険料の基準額等の見直しを行うものとなります。

次に、介護保険料額の決め方を大まかに説明いたします。計画資料の101ページ下段の図、財源構成の円をご覧ください。

介護保険料の金額は、令和5年10月時点の実績に基づきまして、人口、被保険者数、要介護認定者数、介護サービス利用者数、サービス見込み量などを推計していき、計画期間である令和6年度から8年度の3年間の介護サービスの給付費を推計します。円全体が給付費総額のイメージです。介護保険の制度では、第1号被保険者の負担割合は23パーセントとなっております。円全体が給費総額ですが、この全体のうち、保険料で賄う部分がおおむね23パーセントです。

この給付費の23パーセント以外にも、これまでの保険料剰余金を貯めています介護保険財政調整基金の取り崩しなどの要素が幾つかございますが、3年間の給付費の総額から23パーセントプラスその他の要素である、保険料収納必要額を算出し、これを3年間の延べ被保険者数で割った、1人あたりの金額が一番イメ

ーじしやすい形だと思えます。なお、実際には各所得段階等の係数を使って傾斜をつけ、保険料の金額が求められることとなります。

ただ今の説明を細かく見ていきます。

添付資料の計画99、100ページ部分をご覧ください。こちらは国の地域包括ケア見える化システムというシステムの推計機能を利用し、令和5年10月時点の実績値から各サービスにおける3年間の給付費を推計しており、100ページの中ほどの表、給付費及び地域支援事業費の合計が各サービスにおける3年間の給付費の合計額となっています。

次に103ページをご覧ください。

103ページ介護保険料の設定について、上段左側にある第9期計画において必要な総給付費は、右側に示されておりますとおり、先ほどの各サービスにおける3年間の給付費に加え、サービス利用料の自己負担部分について軽減を行う、特定入居者介護サービス費、高額介護サービス費などの介護保険の制度によるサービス利用以外の給付額等が加算された金額となります。

第9期計画において必要な総給付費に第1号被保険者負担割合である23パーセントを乗じたものが、左側の上から2番目の第1号被保険者負担分相当額となり、この下に右側から矢印がつけられていますが、給付費負担分以外の要素としまして、矢印の右側にあるとおり、調整交付金相当額・市町村特別給付費等を足し、調整交付金見込額、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額、準備基金取崩し額を引いたものが、保険料収納必要額すなわち、介護保険料で3年間に賄う費用の総額となります。

この保険料収納必要額を、予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除していきますが、これは104ページをご覧ください。

104ページにありますとおり、16段階の所得段階を設けており、各段階の割合は中央付近にある基準額に対する割合（保険料率）で示されております。

3年間の各所得段階の人数は推計で出ておりますが、この人数にそれぞれの割合をかけた人数が、103ページの94,235人となり、保険料収納必要額を予定収納率98.8パーセントで割って補正し、さらに補正後の3年間の延べ人数である94,235人で割って、端数を切り捨て、1人あたりの年額にしたものが72,000円、月額にして6,000円となりまして、これが算出された保険料基準額となります。

ここからは資料2、2の改正の内容をご覧ください。

保険料基準額は月額で6,000円となりまして、第8期計画と

比較して500円、年額比較では6,000円の増額で、9.1パーセントの増加となっております。

なお、過去の月額における増加額と増加率につきましては、※

にあるとおり、第8期計画では第7期と比較し230円・4.4パーセントの増加、第7期計画では第6期と比較し、380円・7.8パーセントの増加、第6期計画では第5期と比較し520円・11.9パーセントの増加となっております。

次の(2)負担段階の合計所得額及び料率の見直しにつきまして、資料3をご覧ください。

保険料の段階は、国の標準を基本としておりますが、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行うため、国の標準13段階を16段階に細分化して多段階の設定を行うこととし、保険料率も第8期計画からの上昇率を鑑みて、第1段階から第3段階の保険料率を低く設定するなどの調整を行っております。

また、第1段階から第3段階に関しましては、国の制度により公費を投入した保険料率の軽減を行っており、国1/2、県・市1/4を負担して、保険料率を引き下げます。資料3では、左下の※にありますとおり、引下げ後の保険料率を掲載しておりますが、1段階では0.42から0.17引き下げて0.25、2段階では0.55から0.2引き下げて0.35、3段階では0.655から0.005引き下げて0.65となっております。

次に資料2の3をご覧ください。保険料が増額となった主な要因となりますが、(1)要介護者等の増加としまして、65歳以上の被保険者数は、令和5年度の31,200人から、令和8年度には31,001人となり、高齢化率も28.5パーセントから28.6パーセントとほぼ横ばいの推移となる見込みとなっております。

しかしながら、75歳以上の後期高齢者は、令和5年度の18,092人から令和8年度には19,546人で1,454人の増加と、高齢化が大きく進展することに伴い、要支援・要介護認定者数も令和5年度の5,732人から、令和8年度には6,385人と推計されており、要支援要介護認定者数の中でも要介護4～5の要介護者の増加が予想されていること、2ページの(2)介護報酬の改定としまして、令和6年4月から介護報酬全体で1.59パーセントの引上げが決定しており、これを給付費推計に加算していること、2ページ中段にあります第9期期間中の介護保険施設の整備により、施設の整備や増床などから給付費の上昇が見込まれており、これらが保険料増額の要因となっております。

続きまして、4、基金の取崩しに関しましては、介護保険料の上昇を抑えるため、第8期までの保険料剰余金を積み立てている介護保険財政調整基金の令和5年度末残高2億7,996万円のうち約96パーセントの2億7,000万円を取り崩して第9期介護保険料の財源に充当いたします。

参考として、基金を取り崩さなかった場合の保険料基準額は、6,250円となり、取崩し額2億7,000万円により、

242円の減額が行われ、端数処理により6,000円となっております。

最後に、5今後の予定につきましては、鎌ケ谷市介護保険条例の一部改正を要するため、鎌ケ谷市議会令和6年3月会議に、議案の改正を上程いたします。

説明は以上です。

(会長) ただいま説明がございましたけども、何かご質問やご意見等がございますでしょうか。私から一つよろしいでしょうか。資料の2ページで基金を2億7,000万円取崩しとありますが、先ほどの説明の中で要介護者認定者が増えている中、全額を充当して大丈夫なのでしょうか。

(事務局) まず、財政調整基金の令和5年度末残高が2億7,996万円と説明しましたが、この基金については実は当初予算で、令和5年度にすでに取り崩している額が約4億6,800万円ございまして、当初の予算の方で取り崩しておりますので、そちらが決算になりますと、予算よりも、決算の方が抑えられますので、その分、基金の方が余るというものがございまして。こちらの取崩し額4億6,800万円のうち、見込みとしましては、約2億5,000万円程度、令和5年度の決算額としては上がるような見込みでございまして、そちらもプラスすれば、2億7,000万円と2億5,000万円、こちらをプラスしますと、大体基金の余力といたしましては、5億3,000万円ほど余力があるという見込みとなっております。

なお、万が一、給付費が増加いたしまして、財政調整基金が足りなくなった場合につきましては、千葉県の方で財政安定化基金というものがございまして、そちらからの貸付けを受ける制度もあります。そちらから貸付けを受けますと、次期介護保険事業計画で、その貸付額の全額分を保険料で賄わなければいけない制度となっております。

(委員) 今の基金のことについて、介護保険料が每期上がって、下がる見込みは当面ないのではないかと思います。第8期までで2億7,000万円ぐらいということですが、第9期の基金についても、このぐらいの2億数千万円ぐらいの積立てが見込まれるという考えでよろしいでしょうか。

(事務局) これまでの実績といたしまして、第7期計画期間では、決算ベースでいきますと、令和元年度で約4,300万円、令和2年度で、約2,100万円プラスになりまして、それらを積み立てていたのですが、第8期計画期間に関しましては、7億6,000万円取り崩す計画で保険料の方を設定しておりました。

それで、実際に財政調整基金を使った金額は令和3年度で約1

億1,700万円、令和4年度で約1億6,100万円基金から取り崩して給付費に充てている形になっておりまして、次の第9期計画期間では、3年間で2億7,000万円使って基金が減っていくという計画になっております。

(会長) 特別養護老人ホームの整備について、近年施設で介護職員が足りていないという報道を聞きますが、施設の利用状況と介護施設職員の充足状況はどうなっているのでしょうか。

(事務局) 特別養護老人ホームについては、第8期計画において2施設200床整備する計画でございました。それが第9期計画に少しずれ込んでしまっているところがございます。ご指摘のとおり全国的に介護人材の育成確保が大きな問題になっております。その対応につきましては、市で介護人材確保対策事業を行っておりまして、各種研修の助成という形でフォローアップをさせていただいております。次に、特別養護老人ホームの利用状況ですが、年に2回千葉県からの調査で待機者の状況を確認しているところですが、昨年7月1日現在で231人鎌ケ谷市内に待機者がおります。過去5年間で見てみますと、227人とほぼ横ばいで推移しているところです。今年の3月に、北部公民館の脇に新しく特別養護老人ホームが開設しまして、市制記念公園の脇に来年6月新たにもう1施設開設する予定でございます。そこで、200人のキャパシティを受けることが可能かと思われまます。なお、特別養護老人ホームの市民の利用率ですが、大体1施設あたり約60パーセントの方が市民で、残りの40パーセントが市外県外の方にご利用いただいているところでございます。

(委員) 第9期計画の新規事業又は重点事業目玉となる事業は、市として何と考えているのでしょうか。

(事務局) 地域包括支援センターの整備と考えております。地域包括支援センターは、高齢者の介護のみならず、福祉、健康医療など、地域住民の日々の暮らしを多方面にサポートする役割を担っておりまして、地域の最前線の相談窓口として、今後も必要なケースに対してきめ細かいサービスを提供していくことが求められています。

鎌ケ谷市においても、後期高齢者が今後ピークを迎えるにあたりまして、令和8年度に新たな地域包括支援センターを1箇所整備したいと思っております。なお、設置場所については、今の配置を考えて設置していきたいと思っております。

(委員) 令和5年度第1回会議の際に意見した件について、第8期計画での令和3年度から令和5年度の実績として、令和5年度の数値を載せられないかという意見について、今後、評価指標を設定し

ていく中で、どちらの年度載せるほうが好ましいか検討していくという回答をいただいていた。結果として、令和4年度は実績値と令和5年度は計画の目標値を記載しています。やはり第8期計画の最終年度である、令和5年度の数値を見込みでも良いので記載するべきではなかったでしょうか。

(事務局) まず皆様のお手元にお配りしている、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案の51ページをご覧ください。51ページの上の部分、取組指標としまして、市独自サービスの事業者数は、令和5年度で数値が確定していますので令和5年度の数値を掲載しておりますが、その下の当市認定ヘルパーの養成人数につきましては、まだ令和5年度事業の途中の段階でしたので、13人ということで令和4年度の実績を載せさせていただいております。

それで今のご質問についてですが、鎌ヶ谷市議会3月会議が散会するのが3月15日になりまして、それ以降に計画を確定させて、印刷作業に入っていきます。ですので、それまでに事業が終了して、確定数値が出せるものにつきましては令和5年度の実績として掲載していこうと思いますが、例えば59ページの取組指標の上から2つ目にある補聴器購入費の助成件数のように、3月15日以降も実績値が確定しないようなものは、未確定のものは掲載できませんので令和4年度の実績値を掲載させていただきたいと思います。

(会長) 59ページの3-7-1の生活支援で、ボランティア団体等によるサービスの充実と書かれておりますが、昨日たまたまボランティア団体の交流会がありまして、ボランティアをする方が高齢になってどんどん減っていると伺いました。ですから、ボランティアに加入するような施策を行っていただきたいと考えています。

(事務局) ボランティア団体の活性化加入の促進につきましては、ちょっと今この場で今後どういった方法があるのかというのはお答えできませんけれども、今後に向けての検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(委員) 先ほどの実績として、令和5年度の実績値を載せるかどうかについて、事務局で大分苦労しているのは十分分かりますが、今回もう今更できないのがあると思うので、これは諦めますけども、先ほど申し上げたように、見込みでもいいので、できれば統一して出した方がいいのではないかという思いです。次の第10期計画の策定時に検討いただきたいと思っております。色々配慮いただきありがとうございます。

(委員) 介護保険料について、国は13段階ですけれども、鎌ヶ谷市の

ように16段階に多段階化しているのは、千葉県内では一般的なのでしょうか。

(事務局) 手元に県内の資料はありませんが、国の基準よりも多段階に設定している自治体が多いという印象を受けております。

(委員) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりここ3年、4年本当に介護サービスの方がすごく大変だったかと思う中で、5類に移行した今もご承知の通り、インフルエンザも同時に来るなど相変わらず流行が来ています。これまでの感染対策として、どのような対策をされてきたのでしょうか。

(事務局) 施設の感染拡大予防に関しましては、ワクチンの接種の促進などですが、県から看護師の派遣等を受けて今も感染が起こった際には、継続しているというような状況になっております。

(委員) 居宅サービスの方はいかがでしょうか。

(事務局) 県から来た通知の情報提供や、集団指導で事業所に対して指導を行っておりますが、その中で感染対策というものをメニューに盛り込んで、感染対策の研修を行っております。

(委員) 要介護者の人数が増えているということですが、ピークはいつ頃と考えていますでしょうか。

(事務局) 計画案の7ページに、要支援・要介護認定者数の推移がございまして、ここで見込んでいるピークが令和17年度の認定率22.9パーセントで、要支援・要介護者数が7,356人になる、ここが鎌ヶ谷市における要介護者のピークの数値と考えています。

これはあくまでも現時点の推計値を基本として、国の方の見える化システムを用いて出した数字でございます。これを抑制する施策として、介護予防等に力を入れていくと、この推計値も減ってくる可能性がありますので、その点を踏まえて、今後、地域包括ケアシステムの令和7年度までの構築が国から言われておりますので、引き続き市としても取り組みながら、介護保険料を抑制していきたいと考えているところです。

(委員) 要望として言わせていただきたいのですが、目玉・重点事業は、今回も地域包括ケアシステムの深化・推進だと思っておりますが、一般市民は分かりづらいと思います。ぜひ行政として、市民に広報等通じながら地域包括ケアシステムのPRを積極的にやっていただきたいと思っております。

(事務局) 今までの計画の冊子は、ホームページの掲載や主要な公共施設等にしか配架していなかったのですが、高齢者の方が集まる憩いの家等、通いの場とでも、概要版にはなりますがお知らせをさせていただいて、身近に相談できる窓口があるんだ、気軽に体を動かす場所があるんだというところを、地道な周知をさせていただいて、市全体で取り組む環境づくりに努めていきたいと考えております。

(会長) ほかにご質問ご意見がないようでしたら、次の議題3その他といたしまして事務局から説明をお願いします。

(事務局) まず、毎年協議会の場で報告しております、「第8期計画介護保険事業計画における認定者数等のモニタリング」と「令和5年度鎌ケ谷市介護保険事業計画の特徴」こちらの冊子2つにつきまして、今年度版のものが完成しましたので、委員の皆様には事前資料と一緒に配付しておりますのでご確認の方お願いいたします。

続きまして、今後の予定をご説明させていただきます。

介護保険料の改定につきましては、介護保険条例の一部改正が必要となりますので、来月の2月20日から始まる鎌ケ谷市議会3月会議に上程いたします。議会の議決が得られましたら、計画の決定となります。計画の決定は3月中旬以降を予定しておりますので、決定しましたら、委員の皆様にご報告させていただきます。

また、冊子につきましては、本編が200冊と概要版1,000冊を作成しまして、必要箇所へ配布する予定であります。納品されましたら、委員の皆様にお送りさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

第9期計画の策定に伴いまして、今年度は本日を含めて3回の会議を行わせていただきました。委員の皆様におかれましては、計画の策定にご尽力いただきましてありがとうございます。

続きまして、協議会の今後についてお知らせさせていただきます。

今年度の協議会は、今回で終了となります。来年度につきましては、年明け頃の1回の会議を予定しております。現在の委員の任期が今年の10月31日までとなっておりますので、次回会議が任期の更新後になります。今年の夏頃に、委員の変更等について各団体に照会させていただく予定ですので、よろしくをお願いいたします。なお、その際に市民公募も行う予定でございますので、皆様お近くに住んでいる方にお声掛けいただければ幸いです。事務局からは以上です。

(会長) それでは以上をもちまして、鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

令和6年 2月14日

署名人 矢崎 博一 _____

署名人 尾辻 亨 _____